

平成 27 年 1 月 15 日

株式会社 日本政策金融公庫

『ジャパブランド、世界へ』を発行

～ 融資先 10 社の戦略的な海外展開の取組みを紹介 ～

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)国民生活事業は、このたび、「ジャパブランド、世界へ ～小規模事業者の海外展開事例集～」を発行しました。

近年、国内での需要の伸び悩みに対応するため、限られた経営資源を効果的に活用して、アジアを中心とした海外に積極的に展開する小規模事業者が増えています(小規模事業者向け海外展開資金の融資実績(平成 26 年 4～12 月)は **677 社(対前年同期比 150.8%)**、**32 億円(同 129.8%)**)。

本事例集は、小規模事業者の海外展開において、参考となる事例を取りまとめたものです。具体的には、クールジャパン関連企業や優れた技術・製品を有するものづくり企業等、日本公庫の海外展開資金を利用した 10 社(食品製造・卸売業 3 社、製造業 3 社、卸・小売業・サービス業 4 社)が、海外展開を開始するにあたりどのような準備を進めてきたか、そして、今後、どのような展開を検討しているか等を紹介しています。

日本公庫国民生活事業では、全国 152 支店に「海外展開サポートデスク」を設置(平成 24 年 4 月)するとともに、クールジャパン関連の融資制度を拡充する等、支援体制を強化しており、今後も小規模事業者の様々な海外展開を積極的にサポートしていきます。

【掲載企業一覧】

	掲載企業名	業種	テーマ	所在地	進出先
食品製造・卸売	ドーバーシーフーズ 株式会社	水産物卸売・海外加工業務委託請負業	グローバルマーケットへの挑戦	東京都	ベトナム
	株式会社 グルメストーリー	食品製造・卸売業	イスラム諸国へのフードビジネス	愛知県	UAE
	株式会社 安兵衛食品	魚製品・寿司の製造・販売業	後発からの海外展開	福井県	マカオ
製造業	ブナコ 株式会社	木工品製造・販売業	パリでブランド構築	青森県	フランス
	株式会社 高瀬金型	プラスチック部品用金型設計・製造業	ベトナムのものづくりを支援	愛知県	ベトナム
	株式会社 イーコンセプト	燃焼機器の開発・製造・販売	独自の燃焼技術を途上国へ	大分県	タイ
卸・小売業・サービス業	株式会社 サイバーミッションズ	IT サービス事業	IT インフラが未整備の地でオフショア開発	神奈川県	ミャンマー
	株式会社 でんでん	工芸品企画・販売業	クールジャパンで販路拡大	京都府	香港
	有限会社 トニーアンドガイ伊都	美容業	美容院の新興国への進出	福岡県	カンボジア
	株式会社 清山園	造園業	海外へのアプローチの変更	岡山県	中国

※ 本事例集は、全国152の支店(海外展開サポートデスク)にて無料配布しています。また、[こちら](#)からもご覧いただけます。

「海外展開資金」の概要

融資対象	<p>経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要であり、次の全てを満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開始又は拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。 2 本邦内において、事業活動拠点（本社）が存続すること。 3 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の（１）～（４）のいずれかであること。 <ol style="list-style-type: none"> （１）取引先の海外進出に伴い、海外進出をすること （２）原材料の供給事情により、海外進出をすること （３）労働力不足により、海外展開をすること （４）国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること
資金使途	当該事業を行うために必要な設備資金および運転資金 （海外企業に対する転貸資金、災害復旧資金を含む）
融資限度	<p>国民生活事業： 7,200万円（うち運転資金 4,800万円）</p> <p>中小企業事業： 7億2,000万円（うち運転資金 2億5,000万円）</p>
融資期間	<p>設備資金 15年以内（うち据置3年以内）</p> <p>運転資金 7年以内（うち据置2年以内）</p> <p>（注）海外企業に対する出資を行う方については、海外一括返済ローン（融資期間 15年、10年又は7年）もご利用できます（中小企業事業）。</p>
融資利率	<p>基準利率</p> <p>ただし、以下の条件に該当する場合は特別利率（中小企業事業の特別利率の適用は2億7,000万円が限度）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行い、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件（注）を満たす場合、特別利率C（中小企業事業の場合は特別利率③） 2 海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B（中小企業事業の場合は特別利率②） 3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件（注）を満たす場合、特別利率A（中小企業事業の場合は特別利率①）

（注）一定の要件とは、次のア又はイに該当する場合をいう。

- ア 株式会社海外需要開拓支援機構の出資等を受ける事業に直接的に参画し、海外における需要の開拓にブランド創出等を通じて寄与すること（機構から出資等を受けている場合を除く）。
- イ 国及び地方公共団体が実施する補助事業等のうち、事業化に向けた調査、計画策定、専門家派遣、コンテンツのローカライズ（海外展開に必要な字幕や吹替え等）等に関するものとして、次表に掲げる事業にかかる補助金を受けていること。

- ・クールジャパン戦略推進事業
- ・クールジャパン戦略推進事業補助金
- ・新興国市場開拓等事業費補助金
- ・クールジャパンの芽の発掘・連携促進事業（プロデューサー人材派遣事業に限る。）
- ・クールジャパン・コンテンツ海外展開等促進事業
- ・JAPANブランド育成支援事業
- ・小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金
- ・伝統的工芸品産業支援補助金（需要開拓事業、意匠開発事業、需要開拓等共同展開事業、新商品共同開発事業、活性化事業、連携活性化事業、産地プロデューサー事業に限る。）